

大井川おほゐがは〔三代実録に云く、伊勢齋宮内親王臨かどの葛野川がほに〕（大井川の一名なり）修ス禊テシテ勅シテ遺シテ中納言ニ從三位兼行左衛門督ノカミ

藤原朝臣氏宗ヲ監ミセシ禊シ事イシラ〔

亭子院ていしゐんの御時ミカド〔五十九代の帝みかどうた宇多天皇を亭子院ていしゐんと号す、又寛平法皇とも称す〕昌泰元年九月十一日大井川みゆきに行幸ありて、

帝みかどをはじめ諸卿和歌を詠じ給ふ。紀貫之きのつらゆきも供奉し奉りて、此集の仮名序を書れし事著聞集に見えたり。又円融院ゑんゆうゐんの御宇

〔六十四代の帝〕御堂関白みだうのくわんぱく〔兼家公三男藤原道長公〕大井川にて遊覽の時、詩歌の船を分ておのゝ堪能の人々をのせ

られけるに、四条大納言に仰せられて云く、いづれの舟にのらるべきや、公任こたへて公云、和歌の舟にのるべきとてのられけ

り、其折に

朝まだき嵐の山の寒ければ紅葉の錦きぬ人ぞなき

公 任

後に宣ひけるは、いづれの舟にのるべきぞと仰られしこそ心を取りせられしが、又詩の舟に乗て是ほどの詩を作り侍らば名はあげてましと後悔せられけり。此歌花山院しふゐん拾遺集しふゐん撰ばせたまふ時、紅葉の衣とかへて入べきよし仰られけるを、然るべからざる由申されければ、本のまゝにて入にけり。これを大井川の三船の基なるべし。〔十訓抄大意〕

大井川の三船といふは、白河院西川にしかは〔大井川の一名なり〕に行幸の御時、詩歌管絃しいかくわんげんの三の船を浮て、其道々の人々を分

て乗のせられけるに、帥民部卿そうのみんぶ（敦実親王四代孫）経信卿ちかざん遅参の間、ことの外に御気色あしかりける程に、とばかりまたれ

て参りたりけるが、三事兼たる人にて汀みきはにひざまづきて、やゝどの舟にもまれよせ候へといはれたりける、時に取てい

みじかりけり。かくいはん料になん遅参せられけるにこそ。さて管絃くわんげんの舟に乗て詩歌を献ぜられたりけり、これを大堰おほみ川の三の船の御遊とて、大鏡あるは十訓抄に見えて、才能の部に載られたり。

大朝文粹 暮秋泛大井河各言所懷和歌序

江 匡 衡

寛弘之歳秋九月。蓬壺侍臣二十輩。合宴龜山之下。大井河之上。或高談艷語。或糸竹觴詠。沙鷗与鴛鴦狎近。

紅葉与綺紛揉於戲今日之興。今日之情。不偏好遊泛。誇四海之無事也。不偏好眺望。觀三農

之有年也。艤船者攝州刺史。尽水陸之珍。赴令者翰林主人。兼花鳥之事。于時山水秋深若靈夢者有八九

一。煙嵐日暮記風物以難一一。一一。整詠和歌聊慰老思。其詞曰。云々。

新拾遺

ちりぬればくやしき物を大井川岸の山吹今さかりなり

季 綱

続後撰

大井河まれのみゆきに年へぬる紅葉の船路跡は有けり

定 家

続 古

もみぢ葉は入江の松にふりぬれど千世の行幸の跡は見へけり

光明峯寺入道

玉 葉

大井河岩波はやく春くれていかだの床に夏ぞきにける

俊 成 女

続後拾

大る河井せきの水や氷るらん早瀬にをしの声下るなり

寂 蓮 法師